

新型コロナウイルス追加接種(3回目) 接種券の発送について

2回目の接種が完了した18歳以上の方を対象に、3回目の接種を実施します。
3回目の接種時期が近付いた方へ順次、町から接種券を発送しています。
発送時期は次のとおりとなっています。

追加接種用の接種券は予診票と一体になっている「接種券付き予診票」です。前回の様式とは異なります。

※2回目のワクチン接種後に箱根町へ転入した場合などは町から接種券が発行されません。「接種券発行申請書」により申請が必要ですので注意してください。

また、町から接種券が発送されるより前に3回目接種の予定がある方は、ワクチン接種対策室へ連絡してください。

年代	2回目接種完了時期	接種券発送時期
65歳以上 (昭和32年4月1日 生まれまで)	7月24日までの方	発送済
	7月25日～9月19日	2月22日(火)
	9月20日～10月中旬	3月下旬
64歳以下 (昭和32年4月2日 以降生まれ)	6月24日までの方	発送済
	6月25日～8月21日 までの方	2月22日(火)
	8月22日～9月中旬の 方	3月下旬

(集団接種)

町の集団接種の予約開始日などは、届いた接種券や広報はこねでお知らせしますので確認してください。

(医療機関での接種)

町内の医療機関や町外のかかりつけ医療機関でも接種が受けられる場合があります。
町内の医療機関については、届いた接種券や広報はこねで確認してください。

○追加接種用ワクチンについて

追加接種では初回接種と異なるワクチンの接種が認められています。

3回目接種のために国からは、ファイザー社製ワクチンと、武田・モデルナ社製ワクチンが供給されます。追加接種はこれら2種類のワクチンを使用して実施します。

照会先 保険健康課新型コロナウイルスワクチン接種対策室 電話(85)9577

★ホームページ URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本256番地)

～裏面もご覧ください～

「はこね防災ガイドブック」の活用について

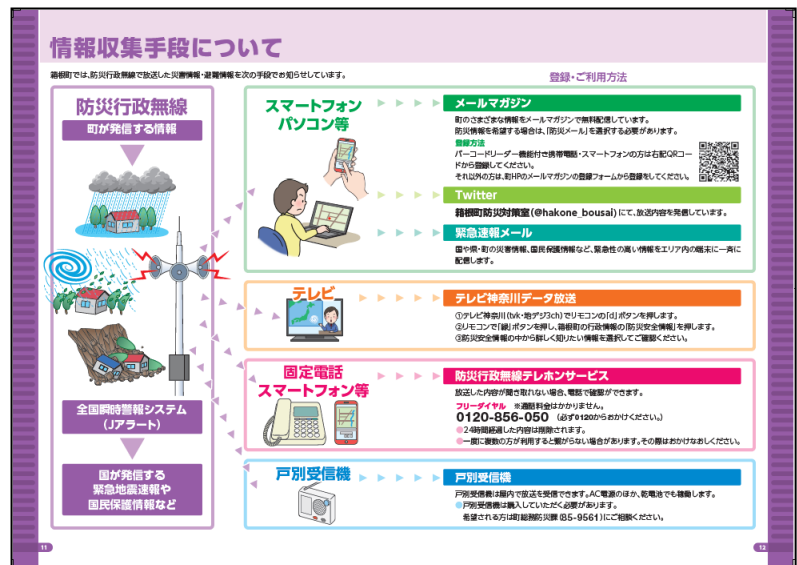
近年、激甚化・頻発化する傾向のある災害に備えて、町民の皆さんの防災活動に、より役立てていただけるよう、様々な防災情報を掲載した「はこね防災ガイドブック」を作成しました。

地震・風水害に関する基本情報、情報の収集手段、ハザードマップ、家庭でできる防災対策、被災時取るべき行動、災害が発生する前・発生した後の行動を考えるマイ・タイムラインなど平時、非常時を問わず役立つ情報が掲載されていますので、ぜひ活用してください。

はこね防災ガイドブック（表紙）



掲載ページ例（情報収集手段について）



【配布時期】

2月中旬から順次各世帯配布されます。3月末までの配布を予定しています。

【その他】

追加で「はこね防災ガイドブック」の配布を希望される場合は、近くの出張所に在庫がありますので利用してください。または次の連絡先まで相談してください。

照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

★ この回覧「まちだより」は町のホームページにも掲載しています。【令和4年2月10日発行】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等の世帯主の方々に対して、臨時特別給付金を支給します。

※本事業は、令和3年11月19日に閣議決定された国の経済対策に基づき実施するものです。

【支給対象】

(1) 住民税均等割非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯主の方（生活保護受給者の方も含む）

(2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情（世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる）にあると認められる世帯

【支給額】

1世帯あたり10万円を支給します。（指定金融機関口座へ振込）

※住民税均等割非課税世帯、家計急変世帯問わず支給は1世帯につき1回限りです。重複支給はできません。

【申請手続き】

(1) 住民税均等割非課税世帯

(ア) 世帯全員が令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

世帯主宛てに、①支給案内②確認書③返信用封筒を個別に送付しますので、必要事項を確認・記入して、福祉課地域福祉係宛に返送してください。

※確認書などの発送は、2月中旬以降を予定しておりますが、状況により発送日が前後することがありますのでご了承ください。

(イ) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入し、基準日（令和3年12月10日）時点で住民登録のある方がいる場合

申請が必要となる場合があります。

※申請書の配布および受付開始日は現在調整中です。詳細が決まり次第お知らせします。

(2) 家計急変世帯

申請が必要です。

※申請書の配布および受付開始日は現在調整中です。詳細が決まり次第お知らせします。

【申請期限】

- (1) 住民税均等割非課税世帯
確認書に記載されている発行日から3ヵ月以内（当日消印有効）
- (2) 家計急変世帯
令和4年9月30日（金）

【その他】

- ・申請は原則郵送にて受け付けます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持ち込みでの申請をご遠慮ください。
- ・詳細については町ホームページに掲載しています。申請方法などを随時更新しておりますので確認してください。

申込・照会先 福祉課地域福祉係 電話（85）7790
〒250-0398 箱根町湯本 256
箱根町役場福祉課地域福祉係

防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報伝達試験の実施について

地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、様々な手段を用いて確実に住民のみなさんに伝えるために情報伝達試験を実施します。

試験ですので、間違えないよう注意してください。

【実施日時】

2月16日（水）11時

【内容】

防災行政無線、町ホームページ、町メールマガジン、tvkデータ放送、twitterを用いた情報伝達試験

【放送内容】

〈上り音チャイム〉これはJアラートのテストです。これはJアラートのテストです。これはJアラートのテストです。こちらはぼうさいはこねです。〈下り音チャイム〉

【その他】

気象状況などによっては中止となることがあります。

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止対策をお願いします！

新型コロナウイルス感染症については、現在、感染力が強い変異株（オミクロン株）による感染が拡大していることから、一人ひとりが「感染しない」「感染させない」といった意識をもっていただき、日頃から実践されている基本的な感染防止対策を徹底し、継続していただくことが重要です。

また、事業者におきましては、各業界や県が策定した「業種別のガイドライン」を踏まえた事業運営をお願いします。

感染防止のために必要な基本的な対策

- 密閉・密集・密接の3つの密を避けましょう。
クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう換気や距離を取るなど工夫しましょう。
- 手指の消毒やこまめに手を洗いましょう。
- 発熱などの風邪の症状が見られるときは、外出を控えましょう。
- 外出する際は、必ずマスク（できるだけ不織布マスク）をつけましょう。
- 外食では「黙食（だまって）」「個食（ひとりで）」昼夜を問わず、「マスク飲食（会話する時はマスクをつけて）」を実施しましょう。
皆さんの意識や行動が、感染拡大の抑制につながります。一人ひとりが適切な行動を取るようお願いします。

[新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について]

＜神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル（有料）＞

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル ゼロコロナなし 0570-056774 一部のIP電話など 上記番号につながらない場合 045-285-0536 1 無休（24時間） 9 8 7 2 3 4 平日（9:00～17:00）	音声案内	1	発熱や咳などの症状のある方、感染の不安のある方、健康・医療に関すること、診療可能な医療機関のご案内、COCOA・濃厚接触者に関すること など
		9	協力金（第3弾・第6弾・第7弾）に関すること
		8	協力金（第4弾）に関すること
		7	協力金（第5弾）に関すること
		2	■営業時間短縮要請に関すること ■大規模イベント開催の事前相談に関すること
		3	経営相談に関すること
		4	■LINEコロナお知らせシステム ■その他

[自主療養を選択することができる方]

県では、重症化リスクの低い方が抗原検査キットなどで陽性が判明した場合は、医療機関の診断を待たずに自ら療養を始められるよう「自主療養」が選択できるシステムを導入しました。

自宅療養は簡単3ステップ

- ①自宅療養届出システムにアクセス
- ②Webフォームに必要事項を記入
- ③入力したその日から自主療養を開始

・自主療養中は、LINE等による健康観察を受けられます。体調が悪化した際は、療養開始時にお伝えする連絡先に相談できます。

自主療養の詳細はこちら
(2022年1月28日公開)



自主療養の対象者は、6歳～49歳で基礎疾患や肥満傾向がない方です。対象とならない方は、医療機関を受診して医師の診断を受けてください。なお、妊娠中（または可能性がある）方は医療機関を受診してください。

照会先 保険健康課健康推進係（85）0800

夜間休日窓口開設

住民異動※、マイナンバーなどの手続きができます！

夜間や休日であれば窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

開設日時

2月	16日（水）	17：15～19：15
	19日（土）	8：30～12：00
3月	2日（水）	17：15～19：15
	5日（土）	8：30～12：00
	16日（水）	17：15～19：15
	27日（日）※	8：30～17：15

【場 所】 役場 本庁舎2階 総務防災課町民係窓口

【取扱業務】 (1) マイナンバーカードの受け取り・申請（顔写真撮影→オンライン申請→郵送受け取り可）
(2) 電子証明書の更新・発行 など
(3) マイナポイント予約支援 など
(4) 転入・転出等の届出、住民票・印鑑証明・戸籍証明の発行※

※ご注意

転入出等の届出や各種証明発行の手続きができるのは、3月27日（日）だけです。マイナンバーに関する手続きは上記全ての日程で可能です。

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。

ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 総務防災課町民係 電話（85）7160

森のふれあい館の冬のイベントお知らせ

森のふれあい館では、冬季のイベントとして次のとおり体験会を実施します！是非とも参加してください。

楽習教室「小枝でオブジェづくり」 2月19日（土）午前の部 10時30分～12時30分
午後の部 13時30分～15時30分

クワの木の小枝を使って、葉っぱなどのオブジェを作成します。
壁に掛けたり、窓際に吊るしたり、お部屋のインテリアにいかがですか？

- 【対象】 小学生（高学年）～大人
- 【定員】 各回5個（体験対象者が何人か申込時に伝えてください）
- 【参加費】 800円（別途入館料が必要です）
- 【申込方法】 電話で事前予約

楽習教室「草木染め体験」 2月20日（日） 10時30分～11時30分

やすらぎの森の園内管理で伐られた植物を染料として再利用し、ハンカチなどを染めるビギナー向けの草木染め体験となります。

- 【対象】 どなたでも参加できます（子どもは大人と一緒に体験してください）
- 【定員】 2組（10人程度）
- 【参加費】 500円（別途入館料が必要です）
- 【申込方法】 電話で事前予約

楽習教室「コケ玉づくり」 3月12日（土） 10時30分～11時30分

ころんと丸いコケ玉はとても可愛く、好きなお皿や鉢に入れて、室内で育てながらインテリアとしても楽しめます。

- 【対象】 どなたでも参加できます（子どもは大人と一緒に参加してください）
- 【定員】 2組（10名程度）
- 【参加費】 500円（別途入館料が必要です）
- 【申込方法】 電話で事前予約

【その他イベント】

現在、森のふれあい館では開館30周年を記念して特別展「箱根の自然～今とむかし～」を開催中（～3月13日まで）です。その関連記念行事として記念講演会「箱根の動物・今と昔」（3月6日）や「記念ファミリー植樹」（3月20日、21日）を開催します。詳しくは、当館ホームページなどを見てください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によりイベントの実施内容の変更や中止になる可能性があります。

申込・照会先 観光課 森のふれあい館 電話（83）6006



「安全は 心と時間の ゆとりから」 見直そう 交通安全

◆令和3年、神奈川県交通事故死者数は全国最多・・・

令和3年、神奈川県内の交通事故で亡くなられた方は142人となり、統計史上初の全国ワースト1となりました。

箱根町内の
死者数3人
(町外居住者)

県内の事故発生状況(令和4年1月暫定値)
発生件数 21,657件
死者数 142人
負傷者数 25,040人

また、令和3年、全国での交通事故死者数は2,636人となっています。



◆年間の交通安全運動

本町では年間を通じて交通安全運動を実施しています。

- 新入学児童園児を
交通事故から守る運動 4月5日(入学式当日)
 - 春の全国交通安全運動 4月6日～15日
 - 二輪車交通事故防止運動 6月1日～30日
 - 暴走族追放運動 6月1日～30日
 - 夏の交通事故防止運動 7月11日～7月20日
 - 秋の全国交通安全運動 9月21日～30日
 - 飲酒運転根絶強化月間 12月1日～31日
 - 年末の交通事故防止運動 12月11日～20日
- ※例年の期間



第9回箱根町交通安全
ポスターコンクール
最優秀賞(箱根町長賞)
箱根中学校1年 佐藤 皇憂さん

上記の期間を良い機会と捉え、家族や大切な人と交通安全について、今一度話し合ってみてはいかがでしょうか。

◆交通事故死者の57%が高齢者・・・

令和3年の全国交通事故死者数2,636人のうち、1,520人が高齢者(65歳以上)となり、全体の約57%を占めています。高齢の歩行者・運転者を見かけたときは、その動向に注意しましょう。

◆町内の交通事故の特徴は？

過去の統計ですが、令和2年町内で発生した交通事故は88件で、そのうち約86%の76件は町外居住者が関わる事故となりました。

年間約2,000万人の観光客が訪れる観光地で来遊する車両も多く、道に不慣れな方が運転する車両が多いという点が本町の特徴です。

この点を踏まえ、前の車との車間距離を十分に空けるなど不測の事態に備えることが重要です。

◆交通安全都市宣言とは？

昭和30年～40年代、車社会の急速な進展に伴い、道路交通事故の死傷者が著しく増加し、昭和45年には全国で1万6,765人が道路交通事故で死亡し、「交通戦争」と言われていた時代があります。特に高齢者や子どもが死亡する事故が多く、当時、交通安全の確保が大きな社会問題となっていました。

本町もそういった時代背景を受け、昭和37年3月12日に、産業の発展・経済の伸長に伴う交通量の激増を見据え、静かで安全な観光地育成と住民生活の確保を図ることを念頭に「交通安全都市宣言」を宣言しました。その中で、「全町民一丸となって、交通道徳の高揚に努力する」旨述べています。町民一人ひとりが、交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーを実践し、交通事故をなくしていきましょう。

◆交通事故に遭わないために



運転される方へ

県警のホームページによると、県内で死亡事故を起こした方のうち、約7割の方が過去に交通違反を受けているとのことです。違反の中でも速度超過は死亡事故に直結します。車と歩行者が衝突した場合の致死率は、時速30Kmの時は10%ですが、時速50Kmでは80%以上になり、急激に増加します。また、速度規制を超えた事故の致死率は、速度規制内の事故の1.6倍にもなるため、スピードの出し過ぎは絶対にやめましょう。

歩行者の方へ

歩行中の交通事故発生は、自動車側だけではなく、歩行者側の交通ルール違反も原因となる場合が多く、令和2年に亡くなった歩行者のうち約6割の方が交通ルールを違反していたことがわかっています。車の運転手は交通弱者である歩行者を守るために十分注意をしないてはならないことは大前提ですが、歩行者が巻き込まれる交通事故を減らすためには、歩行者も交通ルールを守る必要があります。

車を運転する人も歩行者も「相手に対して思いやりの気持ち」をもって交通安全に努めましょう。

照会先 総務防災課町民係 電話(85)7160 FAX(85)5872



認知症でも地域で安心して暮らしていくために

認知症は、誰でもかかりうる身近な病気です。町では、認知症の方とその家族を地域でサポートするために、次のような取り組みを行っています。

『認知症等行方不明SOSネットワーク』について

認知症の症状の一つとして、外出中に自分がどこにいるのか、自分の家がどこなのか分からなくなってしまうことがあります。「認知症等行方不明SOSネットワーク」は、このような認知症の症状がある方について、事前に登録をしておくことで、行方不明になった際、地域の関係者や警察などの関係機関と連携し、行方不明の認知症の方を早期発見・保護するシステムです。

◎ 登録をされた方を対象として次のような事業を行っています。

個人賠償責任保険の加入

町では、「認知症等行方不明SOSネットワーク」登録をされた方を対象とする個人賠償責任補償のある保険に加入しました。

この保険の補償は、他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入り電車を止めてしまったなどの法律上の賠償責任を負った場合に対象となります。

なお、保険の加入に伴う本人や家族の費用の負担はありません。



『箱根町SOS登録シール』の配布

認知症の方等が保護された際に、早期に身元の照会ができるようにするため、「認知症等行方不明SOSネットワーク」登録をされた方を対象に、「箱根町SOS登録シール」を配付しています。

カバンや杖、洋服など対象者が普段身に着けるものに付けていただいています。



(シール見本)

オレンジ色のシール はこじ郎が目印！
高齢者を保護した方から福祉課に連絡してもらい、ナンバーから誰なのかがわかる仕組みです

※ その他、認知症に関連する様々な取り組みを行っています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

照会先 福祉課高齢福祉係 電話 (85) 7790

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

譲ります

(1月27日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1365	ファンヒーター	50 cm×30 cm×50 cm	普通	無料
1366	ベビーカー		新品	応相談
1367	灯油タンク	48ℓ	新品	無料
1370	ハンディ無線機		普通	応相談
1371	犬用ケージ (トイレトレー・水飲み器付)	80 cm×57 cm×57 cm	普通	無料
1372	犬用キャリーバッグ	小～中型犬用	普通	無料
1373	バーベキューセット	(コンロ・炭・ポリタンク ガーデンパラソル等)	良い	無料
1374	金属製タイヤチェーン(ケース付)	235 × 55 × 18	新品	無料
1375	ベビーチェア	2歳児用	良い	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2136	炊飯器	5.5合炊き	普通	無料
2137	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料
2138	打楽器	木琴、鉄琴、タンバリン、 マラカス、カスタネット等	普通	無料

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

掲載期間は登録日から6か月間です。

※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、連絡してください。

※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。

また、その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

なお、その際に問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

